

令和5年度東北町新型コロナウイルス検査費助成事業交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の検査(以下「ウイルス検査」という。)を受けるために要する費用を町が助成することにより、ウイルス検査の受診を促進し、感染に対する不安の解消及び無症状感染者による感染拡大の防止を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象は、ウイルス検査を受ける日に次の各号に該当する者とする。

- (1) 町に住所を有する者
- (2) 高等学校、専門学校、短期大学、高等専門学校、予備校、大学、大学院等に在籍する町外に住所を有する者で、保護者が町に住所を有する者(以下「町外在学生」という。)

(助成対象ウイルス検査)

第3条 本事業の助成対象ウイルス検査は、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの公立七戸病院が実施する新型コロナウイルス抗原定量検査とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、前条のウイルス検査1回につき5,000円とする。

(助成金の給付申請)

第5条 助成金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東北町新型コロナウイルス検査費助成金給付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) ウィルス検査費用に係る領収書
 - (2) ウィルス検査費用に係る診療明細書
 - (3) 町外在住学生の場合は、在学を証明する書類(学生証の写し等)
 - (4) 申請者名義の預金通帳等の写し
- 2 ウィルス検査を受けた者の保護者、配偶者等生計を一にする者は、第1項の申請及び請求ができるものとする。

(助成金の給付決定及び支払)

第6条 町長は、前条の申請があったときには、当該申請に係る書類を審査し、助成金の給付の可否を決定し、東北町新型コロナウイルス検査費助成決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の助成金の給付を決定したときは、申請のあった日の翌月末までに申請者の指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な行為により、この要綱による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町長が別に定める。